

(参考資料2)

	職務	資格	解説
<p>総括安全衛生管理者</p>	<p>(労働安全衛生法 第10条第1項)                      事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者等の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。                      労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。                      労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。                      健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。                      労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。                      前各号に掲げるもののほか労働災害を防止するため必要な業務で、省令で定めるもの。</p>	<p>総括安全衛生管理者は、その事業場における事業の実施を統括管理する者をもってあてなければならない。(労働安全衛生法 第10条第2項)</p>	<p>労働安全衛生法では、安全衛生管理が企業の生産ラインと一体的に運営されることを目的とし、業種の如何をとわず一定規模以上の事業場にあつては総括安全衛生管理者を選任することを義務づけている。                      (労働安全衛生法 第10条 解釈例規)                      事業の実施を統括管理する者とは、工場においては工場長、建設現場においては作業所長といったようなその事業場の事業の遂行全体について責任を負い、かつ権限をもつ立場にある者が安全衛生面においても統括管理責任を負うことになる。                      (労働安全衛生規則 第2条)                      総括安全衛生管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に行い、遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告すること。</p>
<p>安全管理者</p>	<p>(労働安全衛生法 第11条第1項)                      事業者は政令で定める業種及び規模の事業場ごとに安全管理者を選任し、その者に前条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理させなければならない。                      (労働安全衛生規則 第6条 解釈例規)                      建設物、設備、作業場所または作業法に危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置。                      安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検および整備。                      作業の安全についての教育および訓練。                      発生した災害原因の調査および対策の検討。                      消防および避難の訓練。                      作業主任者その他安全に関する補助者の監督。                      安全に関する資料の作成、収集および重要事項の記録。                      自社の労働者と他社の労働者が同一の場所において作業を行う場合における安全に関する必要な措置。</p>	<p>次のいずれかに該当する者で、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であつて厚生労働大臣が定めるものを修了したもの                      大学又は高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後2年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者。                      高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者。                      労働安全コンサルタント。                      大学又は高等専門学校における理科系統の課程以外の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後4年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者。                      高等学校において理科系統の学科以外の正規の学科を修めて卒業した者であつて、その後6年以上産業安全の実務に従事した経験を有する者。                      産業安全の実務に従事した経験が7年以上である者。</p>	<p>安全管理者は、原則としてその事業場に専属の者を選任すること。                      (労働安全衛生法 第11条 解釈例規)                      「安全に係る技術的事項」とは、必ずしも専門技術的事項に限る趣旨のものではないこと。                      (労働安全衛生規則 第5条 解釈例規)                      「理科系統」とは理学または工学に関する課程、学科をいう。                      「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務も含めて考えて差しつかえないものであること。                      (労働安全衛生規則 第6条)                      安全管理者は作業場等を巡視し、設備、作業法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。事業者は安全管理者に安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。                      (労働安全衛生規則 第4条)                      安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内を選任し、事業者は遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告すること。</p>

	職務	資格	解説
衛生管理者	<p>(労働安全衛生法 第12条)  事業者は政令で定める規模の事業場ごとに衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。</p> <p>(労働安全衛生規則 第11条 解釈例規) 衛生管理者の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康に異常のある者の発見および処置。</li> <li>作業環境の衛生上の調査。</li> <li>作業条件、施設等の衛生上の改善。</li> <li>労働衛生保護具、救急用具等の点検および整備。</li> <li>衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項。</li> <li>労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する統計の作成。</li> <li>自社の労働者と他社の労働者が同一の場所において作業を行う場合における衛生に関する必要な措置。</li> <li>衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等。</li> </ul>	<p>第一種衛生管理者免許を有する者。  その他厚生労働省令で定める資格を有する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 衛生工学衛生管理者免許を有する者。</li> <li>b 医師、歯科医師。</li> <li>c 労働衛生コンサルタント等。</li> </ul> <p>農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気業、ガス業、水道業、熱供給業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業および清掃業以外の業種については、及びの資格以外に、第二種衛生管理者免許を有する者でも可能。</p>	<p>衛生管理者は、原則としてその事業場に専属の者を選任すること。</p> <p>(労働安全衛生規則 第11条)</p> <p>衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。また、事業者は衛生管理者に対し、衛生に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。</p> <p>(労働安全衛生規則 第7条)</p> <p>衛生管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、事業者は遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告すること。</p>
産業医	<p>(労働安全衛生法 第13条)  事業者は政令で定める規模の事業場ごとに一定の医師のうちから産業医を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等を行わせなければならない。</p> <p>(労働安全衛生規則 第14条) 産業医の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診断の実施およびその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。</li> <li>作業環境の維持管理に関すること。</li> <li>作業の管理に関すること。</li> <li>前三号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。</li> <li>健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。</li> <li>衛生教育に関すること。</li> <li>労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関すること。</li> </ul>	<p>医師であって、次のいずれかの要件を備えた者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣の定める研修(日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座)の修了者。</li> <li>労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの。</li> <li>大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授または常勤講師の経験のある者。</li> </ul> <p>平成10年9月末時点において、過去に産業医として3年以上の経験を有する業種については産業医となることができる。</p>	<p>勧告等</p> <p>労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。</p> <p>(労働安全衛生規則 第15条) 定期巡視</p> <p>産業医は、少なくとも毎月1回作業場等を巡視し、作業法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。また事業者は、産業医に対し、労働安全衛生規則第14条第1項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。</p> <p>(労働安全衛生規則 第13条)</p> <p>産業医を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、事業者は遅滞なく所轄労働基準監督署長に報告すること。</p>

	選任を要する事業場とその職務	資格	解説
安全衛生推進者	<p>(労働安全衛生法 第12条の2)</p> <p>製造業(物の加工業を含む。)電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業で、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。</p> <p>(職務)</p> <p>安全管理者又は衛生管理者と同様の職務を担当する。</p> <p>安全衛生推進者又は衛生推進者の職務は、具体的には、次のようなものであること。</p> <p>施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこられの結果に基づく必要な措置に関すること。</p> <p>作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこられの結果に基づく必要な措置に関すること。</p> <p>健康診断及び健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>安全衛生教育に関すること。</p> <p>異常な事態における応急措置に関すること。</p> <p>労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関すること。</p> <p>関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること。</p>	<p>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二条の三に規定する労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十条第一項各号の業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)を卒業した者(職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発大学校(職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第六十七号)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。)における長期課程(職業訓練法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五十六号)による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。)の指導員訓練を修了した者を含む。)で、その後1年以上安全衛生の実務(衛生推進者にとっては、衛生の実務。以下同じ。)に従事した経験を有する者。</p> <p>学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。</p> <p>5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。</p> <p>厚生労働省労働基準局長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。</p>	<p>(安全衛生推進者等の選任)</p> <p>第十二条の三 法第十二条の二の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)の選任は、法第十条第一項各号の業務(衛生推進者にとっては、衛生に係る業務に限る。)を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>安全衛生推進者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。</p> <p>その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りではない。</p> <p>労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十二条の三第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者を次のように定める。</p> <p>労働安全衛生規則第十二条の三第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次のとおりとする。</p> <p>安全管理者又は衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後五年以上安全衛生の実務(衛生推進者にとっては、衛生の実務)に従事した経験を有する者。</p> <p>厚生労働省労働基準局長が前三号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者。</p> <p>(安全衛生推進者等の氏名の周知)</p> <p>第十二条の四 事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。</p>
衛生推進者	<p>(労働安全衛生法 第12条の2)</p> <p>上記以外の業種の事業場で常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。</p> <p>(職務)</p> <p>同上</p>	同上	同上